

つちくらげ病の被害拡大防止法

1. 背景と目的

つちくらげ病は、焚き火や山火事を誘因として発生し、病原菌が根を侵してマツ類を枯死させる土壌病害のひとつである。

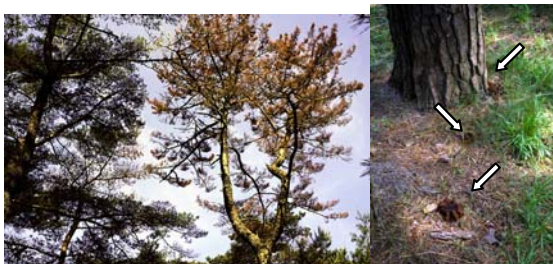
本病の防除については、「防除帯法」による被害拡大防止法が明らかになっているが、この方法の被害林への適用事例があまり多くないため、処理に関する情報の蓄積が必要と考えられた。

そこで今回、県内で本病の発生がみられたので、追試験を行い、防除処理に際しての情報収集と防除効果の検証を試みた。

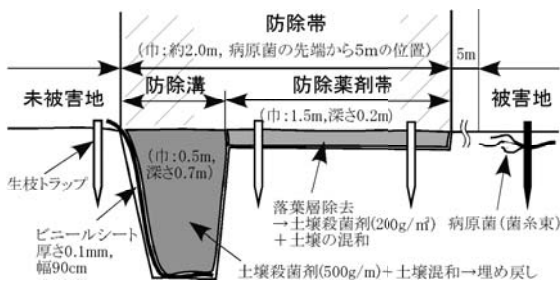
2. 方法

(1) 防除法

1999年4月から、被害部分を中心に「防除帯法」による被害拡大防止処理を行った。「防除帯法」は、防除薬剤帯と防除溝（病原菌阻止溝）から成る防除帯を設置し、被害の拡大を阻止する方法である（詳細は図に示す）。



つちくらげ病被害木(左)とその根元に発生した病原菌(きのこ:矢印)(右)



つちくらげ病被害拡大防止帯の概略図

(2) 効果調査

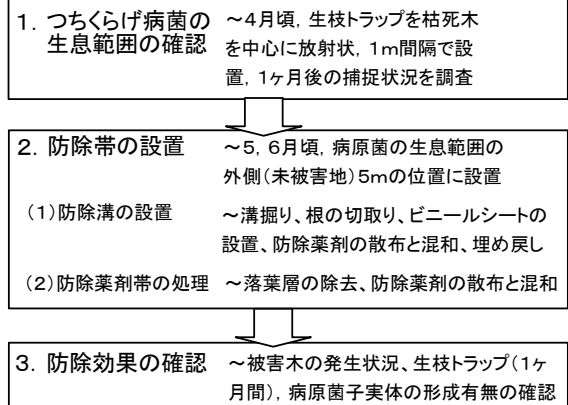
処理後の1999年6月から2000年11月まで、被害木の発生状況と病原菌の生息範囲を調査することにより判断した。

病原菌の生息範囲の調査には、生枝トラップ（長さ約50cm、直径約3cmのアカマツ生枝に防虫処理したもの）を用いて、土壌中の病原菌を捕捉する方法で行った。

3. 結果と考察

処理後、被害木は防除帯の外側にはみられなかった。また、生枝トラップなどによる本病菌分布調査結果でも、病原菌は防除帯に到達したが、防除帯の外側（未被害区域）には拡大しなかった。

これらのことから、防除帯による被害拡大の防止効果が実証された。



つちくらげ病被害拡大防止帯の設置手順



生枝トラップ(左,矢印は病原菌の捕捉あり)と防除溝の設置状況(右)

(担当 森林資源部 主任専門研究員 小岩俊行)

連絡先

028-3623 岩手県紫波郡矢巾町大字煙山第三地割字清水 560-11 TEL 019-697-1536
 岩手県林業技術センター FAX 019-697-1410
 ホームページアドレス <http://www.pref.iwate.jp/~1017/>